第２０号様式（第６条関係）

自動車使用に係る請求書

（一般乗用旅客自動車運送契約）

（自動車借入契約・燃料供給契約・運転手雇用契約）

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第３条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　　　　　　年　　　月　　　日

　（宛先）

　　秦野市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　所 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 法人の場合は  代表者の氏名 |  |

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　請求内訳　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　令和５年８月２７日執行秦野市議会議員選挙

４　候補者の氏名

５　振込先金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義人 |  | | |

（裏面に続きます）

備考

１　支払の請求をしようとする項目について、自動車使用に係る請求書の下の括弧内から、該当する契約を○で囲んでください。

２　同一の日において「一般乗用旅客自動車運送契約」と「それ以外の自動車の使用に係る契約（自動車借入契約、燃料供給契約及び運転手雇用契約）」とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られます。

３　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られます。

４　１の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び２の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、秦野市に支払を請求することはできません。

５　候補者について供託物が没収された場合には、秦野市に支払の請求をすることはできません。

６　この請求書には、候補者から受領した自動車使用証明書（証明書に記載されている添付書類を含みます。）及び自動車燃料代確認書（燃料代の請求の場合）を併せて提出してください。

７　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の処置がある場合は、この限りではありません。